

ルールを守って自転車事故を防止しよう

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和5年4月1日から、全年齢の自転車利用者に**乗車用ヘルメットの着用**が努力義務化され、令和6年11月1日からは、自転車の「**ながらスマホ**」「**酒気帯び運転**」の**罰則が整備**されています。

○ 運転中のながらスマホ

違反者は、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転及び幫助

違反者と自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



広報駅前

発行所
駅前交番

TEL 34-9746

※不在時は

五所川原警察署

TEL 35-2141

緊急時は110番

ネットトラブルを防止しよう

SNSをきっかけとして、児童が性犯罪（児童買春等）に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

令和6年中、SNSの利用により、全国で**1486人**の児童が被害に遭っています。

令和6年中の被害児童を学識別に見ると、**中学生が約半数**を占めました。

被害児童のうち、フィルタリング利用の有無が判明した801人中、**89.9%がフィルタリングを利用していません**でした。

フィルタリングは24時間子供を守ります

18歳未満のお子さんにスマートフォン等を持たせる場合は、有害サイトへのアクセスを防ぐサービスである**フィルタリング**を設定しましょう。



～在留外国人向け広報～

犯罪の被害にあわない 犯罪者にならない

◎大使館や公安省を名乗る電話に注意

個人情報を聞き出したり、お金を要求される可能性があります。

◎賭博はやめましょう

借金が原因で、犯罪に手を染めたりトラブルに巻き込まれたりします。

◎口座の売買は犯罪

他人に口座を譲り渡すのは犯罪です。

◎高額なバイトに注意

高額なバイトの募集は、犯罪行為であることが多く、犯人の仲間として逮捕されます。



ATM

住宅対象侵入犯罪被害防止

◇青森県内の令和6年中の

侵入窃盗発生状況

侵入窃盗 **307件**

(前年比 **-224件**)

うち住宅対象 **87件**

(前年比 **+16件**)

令和6年中は、令和5年より「侵入窃盗」の認知件数が減少しましたが、そのうち、「住宅対象」の侵入窃盗の被害が16件増加しており、**約7割の方が鍵を掛けていない**状態で被害に遭っています。

「鍵掛け」を習慣にして自宅を守りましょう!

- ☐ 在宅時や短時間の外出でも確実に鍵を掛ける
- ☐ 外出前や就寝前は、玄関と全ての窓の施錠を確認する
- ☐ 窓の外に侵入の足場となるような物を置かない
- ☐ 盗まれる物はないと思っても、鍵を掛ける

特殊詐欺発生状況

本年の青森県内の特殊詐欺認知件数

(5月10日現在)

認知件数 **64件**

(前年同期比 **+49件**)

被害金額(約) **2億7860万円**

(前年同期比(約) **+2億5468万円**)



駅前交番では年金支給日等に、金融機関で特殊詐欺被害防止の広報活動を行っています。